

議事録

議題	わたぼうし/わたぼうし 虐待研修
開催日	2024年6月14日(金)
開催場所	わたぼうし施設内
参加者	参加者 11名 欠席 3名

障害者虐待防止法について

起きてしまった虐待をどのように保護するか？ 起こさないための支援(支援者側)

擁護者(家族) 支援者 事業所会社 通報義務がある 市町村への通報(見たり聞いたり)

5つの虐待行為とは？

身体的虐待： 殴る、蹴る、縛る等刑法犯罪 身体拘束 やけど 平手打ち 無理やり食べさせる
押さえつける 過剰投薬 ミトン つなぎ服(一時使用以外) 外鍵の常時使用

ネグレクト： 家族が食事を与えない 風呂に入れない(好きになれない家族が多い)
利用者同士の関係を放置すること

心理的虐待： 屈辱的な発言を言い続ける ののしる こども扱いする

性的虐待： やりたくない事をやらせる 見せる 見る 性的行為の強要の有無の判断(見極めが難しい)

経済的虐待： 年金等を本人の同意がなく使う 本人名義のお金の使い込み 財産預貯金の処分を家族がする
グループホームにて多いケース～本人希望金額が多い場合支援者が使わせない

虐待件数 増加傾向 擁護者からの虐待に関しては相談・通報が高止まり傾向、虐待認定件数も大きく変わらず、他類型の2倍以上にある

支援者からの虐待に関しては相談・通報が高止まり傾向、虐待認定件数は優位に増加
氷山モデルを活用し理解することで虐待ケースを理解しやすい

誰が虐待されているのか

擁護者 女性 67% 男性 33%(20歳～60歳ほぼ同水準)
身体的虐待が突出し、心理的虐待、経済的虐待が続く

支援者 男性 66% 女性 34%(10～20代をピークにして、60歳以下が大半)
身体的虐待、心理的虐待が突出し、その後に性的虐待が続く

なぜ虐待してしまうのか

知識、スキル不足 ストレス 倫理観の欠如

どこで起きたか

入所施設やグループホーム 夜間帯少人数での支援環境 重度障害者通所施設

支援者側が大切にすること

デブリーフィング(吐き出し)→ストレス軽減

家庭での虐待が起きた時→通報→シェルターの確保

支援者側：コミュニケーションをとる事が大切 トレーニング 事例の積み上げを常に行うことが大事

委員会 責任者配置 研修の義務化 ガイドラインの作成

R3 年度から報酬改定が大きく動く

1. 従業者への研修実施(義務化)
2. 虐待防止の委員会を設置、委員会での検討結果を従業者に周知(義務化)
3. 虐待の防止等の為の責任者の設置(義務化)

R6 年の報酬改定

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算

やむを得ず身体拘束を行う場合の 3 要件

1. 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

1. 組織による決定と個別支援計画への記載
2. 本人、家族への十分な説明
3. 必要な事項の記録

虐待行為への認識を深める

グループディスカッションを行う 日常の援助場面を思い返す 記録をとる

虐待防止委員会とは、役割

虐待を防止するための措置(R4 から必置)

虐待防止の計画作り 虐待防止のチェックとモニタリング 虐待発生後の検証と再発防止検討

なぜ養護者支援が必要なのか

虐待の対応は不可欠、それだけでは虐待対応法(モグラたたきと同じで一時的に押さえてもまた出てきてしまう)

モグラが出てこないようにするのが虐待防止法、柱となるのが養護者支援

取り組み

質の高い支援を見せる 体制づくり マニュアル作成 ストレスチェック 年間計画を作り段階的に進める
チェックモニタリングが重要
虐待研修は合同開催でもよい

家族支援の増加：家庭での虐待は我慢しきれなくなったときに虐待が起こる

原因例 サービスが使えない 本人がパニックになったとき イライラポイントの違い

万全なサポートが必要

「自分がされて嫌なことはしない」が大切

次回事例検討